

議案第九一號

三朝町立第一小学校(仮称)建設工事請負契約の締結について

左記のとおり工事の請負契約を締結するものとする

記

一 工事名

第一小学校々舎建築工事

一 工事請負金額

一金、壹千九百八拾四万六千円也

一 工期

自昭和参拾九年四月壹日
至昭和参拾九年八月参拾壹日

一 経費負担年度

昭和参拾九年度

一 工事施工者

倉吉市住吉町九八番地

株式会社河田組 取締役社長 河田勉三

昭和三十八年九月二十日提出

三朝町長 坂出雅三

昭和卅八年九月廿參日 原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄



字

建設工事請負契約書

一 工事名 第一小学校々舎建築工事

二 工事場所 東伯郡三朝町大字 上鴨

三 工期 着工 昭和参拾九年四月廿日
完成 昭和参拾九年八月参拾壹日

四 請負代金額 金 壹千九百八拾四万六千円也

五 其の他 保証金免除

右の工事について注文者鳥取県東伯郡三朝町長坂出雅之を甲とし請負人鳥取県倉吉市住吉町九八番地株式会社河田組取締役社長河田勉三を乙とし三朝町賦務規則(昭和三十七年三朝町規則第四号)及び別紙の建設工事請負契約

約約款（但し第

条を除く）に定める諸条項を遵守し請負契約

を締結する。

右の契約の証として本書二通を作り、当事者各々の印の上各自一通を保有する。
この契約は三朝町議会の議決を経て効力を発する。

昭和参拾八年九月拾七日

注文者 東伯郡三朝町長 坂出 雅 三

請負者

住所 偽取県赤松市在言町九八番地
氏名 株式会社河田組
取締役社長 河田 勉 三

保証人

住所 偽取県東伯郡赤崎町大字赤崎
氏名 有限会社井木組
取締役社長 井木 國 雄